



災害救助法が適用された地域のご契約者さまへ

株式会社メモリード・ライフ

この度の台風 18 号により被害を受けた皆さまへ心からお見舞い申しあげます。一日も早い復旧をお祈りいたします。

当社では、この度災害救助法を適用された地域の被災契約者さまのご契約につきまして、お申し出により下記の特別取扱をいたします。

記

1. 保険料払込猶予期間の延長 : お申し出により、保険料の払込を猶予する期間を最大 6 ヶ月間まで延長いたします。
2. 保険金の簡易迅速なお支払い : お申し出により、必要書類の一部を省略する等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

□ 災害救助法の適用状況

- 台風 18 号による適用・・・平成 27 年 9 月 12 日（内閣府発表）
- 適用市町村 : 【茨城県】古河市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、結城郡八千代町、猿島郡境町
【栃木県】栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、下都賀郡壬生町、下都賀郡野木町
【宮城県】仙台市、栗原市、東松島市、大崎市、宮城郡松島町、黒川郡大和町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町

以上

<お問合せ>

株式会社メモリード・ライフ 顧客サービス部

電 話 : 03 (3233) 0211

お問合せ時間 : 平日 9:30~17:00